

平成27年第1回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

平成27年7月1日

浅川清流環境組合議会

平成 27 年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第 1 回定例会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議事日程	1
開会・開議	5
仮議席の指定	5
会期の決定	5
(選挙)	
浅川清流環境組合議会議長選挙について	5
浅川清流環境組合議会副議長選挙について	6
(議案上程)	
議員提出議案第 1 号 浅川清流環境組合議会会議規則の制定について	8
議員提出議案第 2 号 浅川清流環境組合議会傍聴規則の制定について	8
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	9
議案第 1 号 浅川清流環境組合公告式条例の制定について	9
議案第 2 号 浅川清流環境組合議会の定例会の回数に関する条例の制定について	10
議案第 3 号 浅川清流環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について	11
議案第 4 号 浅川清流環境組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について	11
議案第 5 号 浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について	11
議案第 6 号 浅川清流環境組合組織条例の制定について	13
議案第 7 号 浅川清流環境組合職員定数条例の制定について	13
議案第 8 号 浅川清流環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について	14
議案第 9 号 浅川清流環境組合の休日を定める条例の制定について	15
議案第 10 号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について	16
議案第 11 号 浅川清流環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	16
議案第 12 号 浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の制定について	17
議案第 13 号 浅川清流環境組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の制	

	定について	17
議案第14号	浅川清流環境組合一般職の職員の給与に関する条例の制定について	18
議案第15号	浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の制定について	18
議案第16号	浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の制定について	20
議案第17号	浅川清流環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について	21
議案第18号	浅川清流環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について	22
議案第19号	浅川清流環境組合における長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	22
議案第20号	浅川清流環境組合財政状況の公表に関する条例の制定について	23
議案第21号	浅川清流環境組合情報公開条例の制定について	24
議案第22号	浅川清流環境組合情報公開審査会条例の制定について	24
議案第23号	浅川清流環境組合監査委員に関する条例の制定について	26
議案第24号	浅川清流環境組合監査委員の選任について	26
議案第25号	浅川清流環境組合監査委員の選任について	27
議案第26号	平成27年度浅川清流環境組合一般会計予算	28
議案第27号	平成27年度浅川清流環境組合構成団体負担金について	29
議案第28号	浅川清流環境組合指定金融機関の指定について	30
議員提出議案第3号	管理者の専決事項の指定について	30
議案第29号	浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例の制定について	31
閉会		32

平成27年

浅川清流環境組合議会会議録

第1回定例会

日時 平成27年7月1日(水) 午前10時

場所 東京自治会館

出席議員(12名)

1番	秋山 薫 君	2番	梅田 俊幸 君
3番	西野 正人 君	4番	峯岸 弘行 君
5番	木村 徳 君	6番	さの 久美子 君
7番	本橋 たくみ 君	8番	幸野 おさむ 君
9番	鈴木 成夫 君	10番	田頭 祐子 君
11番	中根 三枝 君	12番	小林 正樹 君

欠席議員(0名)

説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	大坪 冬彦 君	副管理者	井澤 邦夫 君
副管理者	稲葉 孝彦 君	会計管理者	小山 光雄 君
事務局長	高野 賢司 君	総務課長	小坂 彰久 君
事業課長	設楽 尚人 君	総務課長補佐	花野 彰彦 君
事業課事業係長	二宮 達郎 君		

会議に出席した事務局職員の職氏名

書記	青木 哲哉 君	書記	川村 昌弘 君
----	---------	----	---------

議事日程(第1号)

日程第1 仮議席の指定

日程第2 会期の決定

(選挙)

日程第3 浅川清流環境組合議会議長選挙について

議事日程(第1号の2)

追加日程第1 浅川清流環境組合議会副議長選挙について

(議案上程)

- 追加日程第2 議員提出議案第1号 浅川清流環境組合議会会議規則の制定について
- 追加日程第3 議員提出議案第2号 浅川清流環境組合議会傍聴規則の制定について
- 追加日程第4 議席の指定について
- 追加日程第5 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第6 議案第1号 浅川清流環境組合公告式条例の制定について
- 追加日程第7 議案第2号 浅川清流環境組合議会の定例会の回数に関する条例の制定について
- 追加日程第8 議案第3号 浅川清流環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 追加日程第9 議案第4号 浅川清流環境組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 追加日程第10 議案第5号 浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 追加日程第11 議案第6号 浅川清流環境組合組織条例の制定について
- 追加日程第12 議案第7号 浅川清流環境組合職員定数条例の制定について
- 追加日程第13 議案第8号 浅川清流環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について
- 追加日程第14 議案第9号 浅川清流環境組合の休日を定める条例の制定について
- 追加日程第15 議案第10号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について
- 追加日程第16 議案第11号 浅川清流環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 追加日程第17 議案第12号 浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の制定について
- 追加日程第18 議案第13号 浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について
- 追加日程第19 議案第14号 浅川清流環境組合一般職の職員の給与に関する条例の制定について
- 追加日程第20 議案第15号 浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の制定について
- 追加日程第21 議案第16号 浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 追加日程第22 議案第17号 浅川清流環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について
- 追加日程第23 議案第18号 浅川清流環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 追加日程第24 議案第19号 浅川清流環境組合における長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

- 追加日程第25 議案第20号 浅川清流環境組合財政状況の公表に関する条例の制定について
- 追加日程第26 議案第21号 浅川清流環境組合情報公開条例の制定について
- 追加日程第27 議案第22号 浅川清流環境組合情報公開審査会条例の制定について
- 追加日程第28 議案第23号 浅川清流環境組合監査委員に関する条例の制定について
- 追加日程第29 議案第24号 浅川清流環境組合監査委員の選任について
- 追加日程第30 議案第25号 浅川清流環境組合監査委員の選任について
- 追加日程第31 議案第26号 平成27年度浅川清流環境組合一般会計予算
- 追加日程第32 議案第27号 平成27年度浅川清流環境組合構成団体負担金について
- 追加日程第33 議案第28号 浅川清流環境組合指定金融機関の指定について
- 追加日程第34 議員提出議案第3号 管理者の専決事項の指定について
- 追加日程第35 議案第29号 浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例の制定について

午前10時00分開会・開議

○事務局長（高野賢司君） おはようございます。本日は、浅川清流環境組合発足後、最初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定による議員が臨時に議長の職務をとり行うことになっております。ただいまの出席議員中、中根三枝議員が該当いたしますので、御紹介申し上げ、臨時議長をお願い申し上げます。

中根三枝議員におかれましては、議長席にお着きいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（中根三枝君） ただいま御紹介にあずかりました中根三枝でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行うことになりました。特段の御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員12名であります。定足数に達しておりますので、ここに平成27年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○臨時議長（中根三枝君） これより日程第1、仮議席の指定の件を議題といたします。

仮議席の指定につきましては、議事進行上、臨時議長において指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○臨時議長（中根三枝君） これより日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（中根三枝君） 御異議のないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○臨時議長（中根三枝君） これより日程第3、浅川清流環境組合議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（中根三枝君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（中根三枝君） 御異議ないものと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

浅川清流環境組合議会議長に、秋山薫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました秋山薫議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(中根三枝君) 御異議ないものと認めます。よって、秋山薫議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました秋山薫議員に本席より、当選の告知をいたします。

これをもって議長を交代いたします。

秋山薫議長、議長席にお着き願います。

御協力ありがとうございました。

○議長(秋山薫君) 改めましておはようございます。ただいま議長ということで選任をいただきました秋山でございます。どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

私でございますけど、この議会がスムーズな運営ができればと思っておりますので、特段の御協力をいただければと思っております。私ども議会の議員は、きょうが初めての議会でございますので、その発足に携わる唯一の議員だということで、ぜひ、その責務を感じながら、これから継続する議会の運営に当たっていただければと思っております。

議事の中には、これからの歴史をつくる中で、ごみに関する内容がいろいろ出てくるかと思っておりますけれども、可能な限り皆さんの判断をいただきながらごみに対する審議をできればと思っております。どうぞこれからの、長い時間になるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○議長(秋山薫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お手元に配付しましたとおり、追加日程第1から追加日程第35までを日程に追加いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、本35件を日程に追加することに決しました。

○議長(秋山薫君) これより、浅川清流環境組合議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

浅川清流環境組合議会副議長に木村徳議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました木村徳議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、木村徳議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました木村徳議員に本席より、当選の告知をいたします。

当選されました木村徳副議長の挨拶を求めます。

○副議長（木村徳君） ただいま皆様方から御推挙いただきまして副議長の任を務めさせていただくことになりました木村徳でございます。これから大変長きにわたって日野の皆様方にはお世話になるこの浅川清流環境組合、本日が発足ということで、一生懸命、私自身、副議長として秋山議長を支えながら円滑な議事、そして、すばらしいスタートが切れるように全力を傾注してまいりますので、どうぞ皆様方の特段の御協力よろしくお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山薫君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、管理者から発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 皆様おはようございます。このたび浅川清流環境組合の管理者を仰せつかることとなりました大坪冬彦でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

本日は、大変お忙しい中を組合議会定例会の開催をお願いしたところ、御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様方には各市の市議会において浅川清流環境組合の規約の議決など、いろいろな事柄について御理解、御協力をいただきました。そのことに心から感謝を申し上げます。

おかげさまをもちまして、皆様方の御協力により、本日7月1日、浅川清流環境組合が発足することができました。平成25年3月13日の3市長の覚書から始まって、2年4カ月が経過いたしました。その道のりの中で、ようやくごみ処理共同化がスタート地点に着いたところでございます。施設が建設される日野市の地元では、まだ反対する市民の方々もいらっしゃいます。それでも1人でも多くの方々のごみ処理の共同化について御理解いただけるように丁寧な説明に努めるとともに、安全で安心な可燃ごみ処理施設の建設に努めることを通じて、日野市、国分寺市、小金井市、3市の多くの市民の方々の期待に応えていきたいと考えているところでございます。

本日は、浅川清流環境組合が発足し、その組織を運営するために必要な条例など29の議案を管理者として提出をさせていただいております。後ほど議題となりました段階で改めてそれぞれについて御説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

て、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。

○議長（秋山薫君） これより、議員提出議案第1号、浅川清流環境組合議会会議規則の制定、議員提出議案第2号、浅川清流環境組合議会傍聴規則の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。梅田議員。

○2番（梅田俊幸君） 議員提出議案第1号、浅川清流環境組合議会会議規則の制定について及び議員提出議案第2号、浅川清流環境組合議会傍聴規則の制定についてでございます。

案文はお手元に配付させていただいたとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） お諮りいたします。本件については、質疑、意見を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、質疑、意見を省略し、直ちに本2件について採決いたします。

まず、議員提出議案第1号について、本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号について、本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本定例会の議事に対し、傍聴の希望がありますので許可いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認め、これを許可いたします。

○議長（秋山薫君） これより、議席の指定の件を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。議員諸君の氏名とその議席の番号を事務局より朗読いたさせます。総務課長。

○総務課長（小坂彰久君） それでは、朗読させていただきます。

1番 秋山 薫議員

2番 梅田 俊幸議員

- 3番 西野 正人議員
- 4番 峯岸 弘行議員
- 5番 木村 徳議員
- 6番 さの久美子議員
- 7番 本橋たくみ議員
- 8番 幸野おさむ議員
- 9番 鈴木 成夫議員
- 10番 田頭 祐子議員
- 11番 中根 三枝議員
- 12番 小林 正樹議員

以上です。

○議長（秋山薫君） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたしました。

○議長（秋山薫君） これより、会議録署名議員の指名の件を議題といたします。

会議録署名議員については、会議規則第74条の規定により、議長において2番梅田俊幸議員、3番西野正人議員を指名いたします。

○議長（秋山薫君） これより、議案第1号、浅川清流環境組合公告式条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第1号、浅川清流環境組合公告式条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第16条の規定に基づき、条例等の公布等に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第1号、浅川清流環境組合公告式条例の制定について御説明申し上げます。

議案書に沿って御説明申し上げます。恐れ入りますが、2ページをお開き願います。

第2条でございます。「条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない」。第2項、「条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。」こととなっております。

3ページの別表を御覧ください。条例等の公布等は、日野市役所前掲示場、国分寺市役所前掲示場、小金井市役所前掲示場の3カ所において行うことを定めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第2号、浅川清流環境組合議会の定例会の回数に関する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第2号、浅川清流環境組合議会の定例会の回数に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、組合議会の定例会の回数を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第2号、浅川清流環境組合議会の定例会の回数に関する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

組合議会の定例会の回数を毎年2回と定めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第3号、浅川清流環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定、議案第4号、浅川清流環境組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の制定、議案第5号、浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第3号、浅川清流環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第4号、浅川清流環境組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第5号、浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき、組合の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

以上3議案の詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第3号、浅川清流環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

第1条でございます。組合議員の報酬につきましては、議長は月額3万6,000円、副議長は月額3万2,000円、議員は月額2万8,000円と定めるほか、第5条でございます、議長、副議長及び議員が公務のために出張したときの費用弁償については、3ページの別表のとおり定めるものでございます。

次に、議案第4号、浅川清流環境組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

第2条でございます。管理者等の報酬につきましては、管理者は月額4万4,000円、副管理者は月額

4万円と定めるほか、第5条、管理者又は副管理者が職務のために出張したときの費用弁償については、3ページの別表のとおり定めるものでございます。

次に、議案第5号、浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。2ページの下段から3ページにかけて、別表第1を御覧ください。

組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬につきましては、識見を有する監査委員は日額2万7,000円、議会選出の監査委員は日額1万5,000円、情報公開審査会会長には日額1万2,000円、委員には日額1万1,000円、公務災害補償等審査会会長には日額1万1,000円、委員には日額1万円、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会委員長には日額2万3,000円、委員には日額2万2,000円と定めるほか、費用弁償については、その下の別表第2のとおりでございます。

以上でございます。3議案につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより議案第3号の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ議案第4号の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ、次に議案第5号の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ、これをもって本3件の質疑を終結いたします。

議案第3号について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） 次に、議案第4号について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） 次に、議案第5号について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第6号、浅川清流環境組合組織条例の制定、議案第7号、浅川清流環境組合職員定数条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第6号、浅川清流環境組合組織条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置くことを定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第7号、浅川清流環境組合職員定数条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第172条第3項の規定に基づき、組合職員の定数について定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第6号、浅川清流環境組合組織条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

第1条でございます。浅川清流環境組合に事務を処理する組織として事務局を置き、事務局に総務課及び事業課を設置いたします。

第2条では、それぞれの課の事務分掌を定めるものでございます。

次に、議案第7号、浅川清流環境組合職員定数条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

第2条、定数でございます。浅川清流環境組合の事務局に常時勤務する一般職の職員の定数を13人と定めるものでございます。

以上でございます。2議案につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより議案第6号の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ、次に議案第7号の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ、これをもって本2件の質疑を終結いたします。

議案第6号について、御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) 次に、議案第7号について、御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、議案第8号、浅川清流環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第8号、浅川清流環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法第31条の規定に基づき、組合職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長(高野賢司君) 議案第8号、浅川清流環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

第2条でございます。新たに組合職員となった者は、管理者の面前で宣誓書に署名することを定めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第9号、浅川清流環境組合の休日を定める条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第9号、浅川清流環境組合の休日を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき、組合の休日に関し定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第9号、浅川清流環境組合の休日を定める条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

第1条でございます。組合の休日を、第1号で日曜日、土曜日、第2号で国民の祝日に関する法律に規定する休日、第3号で12月29日から翌年の1月3日までの日と定めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、議案第10号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定、議案第11号、浅川清流環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第10号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第11号、浅川清流環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法第35条の規定に基づき、組合職員の職務に専念する義務の特例を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長(高野賢司君) 議案第10号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

第2条でございます。1週間の正規の勤務時間を38時間45分とするほか、3ページの下段、第6条では、勤務時間が6時間を超える場合は1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないこと、4ページ下段の第9条以下では、休暇等について定めるものでございます。

次に、議案第11号、浅川清流環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

第2条でございます。職務専念義務を免除できる場合として、研修を受ける場合、職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合等を定めるものでございます。

以上でございます。2議案につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) これより議案第10号の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（秋山薫君） なければ、次に議案第11号の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ、これをもって本2件の質疑を終結いたします。

議案第10号について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） 次に、議案第11号について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第12号、浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の制定、議案第13号、浅川清流環境組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第12号、浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、組合職員の分限処分に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第13号、浅川清流環境組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、組合職員の懲戒処分に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお

願ひ申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第12号、浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

第1条、目的でございます。分限処分を行う場合の規定といたしまして、職員に意に反する降任、免職及び休職の基準、手続及び効果等を定めるものでございます。

次に、議案第13号、浅川清流環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

職員に対し、懲戒処分を行う場合の規定といたしまして、第2条では懲戒の手続を定めるほか、第3条で減給の効果、第4条では停職の効果等を定めるものでございます。

以上でございます。2議案につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより議案第12号の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ、次に議案第13号の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ、これをもって本2件の質疑を終結いたします。

議案第12号について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） 次に、議案第13号について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第14号、浅川清流環境組合一般職の職員の給与に関する条例の制定、議案第15号、浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の制定の件を一括議題といたしたい

と思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第14号、浅川清流環境組合一般職の職員の給与に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、組合の一般職の職員の給与に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第15号、浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、組合の職員の旅費に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長(高野賢司君) 議案第14号、浅川清流環境組合一般職の職員の給与に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

第1条の2行目、地方自治法第252条の17第1項の規定により、浅川清流環境組合に他の地方公共団体から派遣されている一般職の職員の給与に関しては、その下、第2条でございます、派遣元の給与に関する規定の例により支給すること等を定めるものでございます。

なお、組合の一般職の職員は、全て派遣職員となるものでございます。

次に、議案第15号、浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページをお開き願います。

下段、第6条でございます。公務のために旅行する職員に対し、鉄道運賃等旅費の種類と実費支給を定めるものでございます。

7ページをお開き願います。

下段の第16条、日当の額は、別表第1による定額支給によることを定めるものでございます。

恐れ入りますが、9ページをお開き願います。

中段の第24条、実態に合わせた旅費の調整規定等を定めるものでございます。

以上でございます。2議案につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) これより議案第14号の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ、次に議案第15号の質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（秋山薫君） なければ、これをもって本2件の質疑を終結いたします。
議案第14号について、御意見があれば承ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。
これより本件について採決いたします。
本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） 次に、議案第15号について、御意見があれば承ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。
これより本件について採決いたします。
本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第16号、浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第16号、浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、組合の職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第16号、浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

本条例の内容といたしましては、2ページ中段、第3条でございます。再度育児休業をすることができる特別な事情、3ページ中段、第5条、育児休業の承認の取り消し事由、その下、第7条、部分休業等を定めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第17号、浅川清流環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第17号、浅川清流環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、組合議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害補償等に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第17号、浅川清流環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

第1条は、組合議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対し補償することを目的としております。

5ページの中段でございます第8条では、療養補償等、補償の種類を定め、その下、第9条以下では、それぞれの補償の内容等を定めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第17号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、議案第18号、浅川清流環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第18号、浅川清流環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長(高野賢司君) 議案第18号、浅川清流環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

組合議会の議決に付すべき案件として、第2条で、工事又は製造の請負契約については、予定価格1億5,000万円以上、第3条では、不動産又は動産の買い入れ若しくは売り払い等については、予定価格2,000万円以上と定めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第18号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、議案第19号、浅川清流環境組合における長期継続契約を締結する

ことができる契約を定める条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第19号、浅川清流環境組合における長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第19号、浅川清流環境組合における長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

第2条では、組合が複数年にわたり長期継続契約を締結することができる契約の種類を定め、第3条では、契約期間を10年以内と定めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第19号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第20号、浅川清流環境組合財政状況の公表に関する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第20号、浅川清流環境組合財政状況の公表に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、組合の財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

ます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第20号、浅川清流環境組合財政状況の公表に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

第2条でございます。組合の財政状況は、毎年5月及び11月に公表するものでございます。公表内容は、第3条第1項第1号から第3号までの事項に合わせて、財政の動向と管理者の財政方針を掲載するものと定めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第20号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第21号、浅川清流環境組合情報公開条例の制定、議案第22号、浅川清流環境組合情報公開審査会条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第21号、浅川清流環境組合情報公開条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、組合運営について市民の知る権利を保障するとともに、組合が組合運営に関し市民に説明する責務を全うするため必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第22号、浅川清流環境組合情報公開審査会条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、浅川清流環境組合情報公開条例第18条第2項の規定による諮問に応じて審査を行う審査会を設けるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第21号、浅川清流環境組合情報公開条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

2ページ、第2条第1号でございます。この制度の実施機関を管理者、議会、監査委員と定め、3ページ、第5条では、情報の公開を請求できるものを「何人も」と定めるものでございます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開き願います。

4ページの上段、第7条では、「情報の公開義務」を定めるものでございます。

少し飛びまして10ページ、11ページをお開き願います。

10ページ下段、第18条第2項では、実施機関は、不服申し立てがあった場合は、この次の議案に出てまいります組合情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申し立てについての決定をしなければならないと定めるものでございます。

次に、議案第22号、浅川清流環境組合情報公開審査会条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

情報公開の決定等について不服の申し立てがあった場合に実施機関の諮問に応じて審査を行う審査会を設置するものでございます。

第3条でございます。審査会の委員は識見を有する者4人以内をもって組織すると定めるものでございます。

以上でございます。2議案につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより議案第21号の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ、次に議案第22号の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ、これをもって本2件の質疑を終結いたします。

議案第21号について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第21号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） 次に、議案第22号について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第22号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、議案第23号、浅川清流環境組合監査委員に関する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第23号、浅川清流環境組合監査委員に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第202条の規定に基づき、組合監査委員に関し必要な事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長(高野賢司君) 議案第23号、浅川清流環境組合監査委員に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

第2条では、監査委員の定数を2人と定め、第3条では、監査を実施する上で必要な通知等について、第4条では、監査結果の公表の方法等を定めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第23号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、議案第24号、浅川清流環境組合監査委員の選任の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第24号、浅川清流環境組合監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本議案は、組合監査委員に石田等氏を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項及び組合同規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） お諮りいたします。本件については、質疑、意見を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件について採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第24号の件は同意することに決しました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第25号、浅川清流環境組合監査委員の選任の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第25号、浅川清流環境組合監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本議案は、組合監査委員に中根三枝議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項及び組合同規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 本件については、中根三枝議員の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により、中根三枝議員の退席を求めます。

（11番議員 退席）

○議長（秋山薫君） お諮りいたします。本件については、質疑、意見を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件について採決いたします。

中根三枝議員を浅川清流環境組合監査委員に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、中根三枝議員を同意することに決しました。

中根三枝議員の除斥を解きます。

（11番議員 着席）

○議長（秋山薫君） よって、議案第25号の件は同意することに決しました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第26号、平成27年度浅川清流環境組合一般会計予算の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第26号、平成27年度浅川清流環境組合一般会計予算の提案理由を申し上げます。

平成27年度組合の歳入歳出予算の総額は、7億3,670万4,000円であります。組合設立が7月1日のため、9カ月分の予算となっております。円滑な組合運営を行うために必要な経費を主な内容とする予算でございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第26号、平成27年度浅川清流環境組合一般会計予算について御説明を申し上げます。

別冊の一般会計予算書及び説明書で御説明申し上げます。恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入の主な内容を御説明申し上げます。款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、負担金、7ページの説明欄の上段、組合構成市負担金でございます。

組合運営にかかる事務経費につきましては、構成団体である日野市、国分寺市、小金井市で等分の負担をし、周辺環境整備負担金は国分寺市、小金井市の2市で負担するものでございます。合計7億3,670万2,000円を計上させていただいております。

次に、歳出の主な内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。

款1、議会費、項1、議会費、9ページ説明欄の上段、1. 議会事務経費でございます。議会事務経費として議員報酬、事務経費等を含め、400万4,000円を計上させていただいております。

下段の款2、総務費、項1、総務管理費の説明欄、1. 一般管理経費でございます。一般管理経費として管理者等の報酬、職員給与、事務機器等の使用料、日野市周辺環境整備費負担金等を含め、7億2,625万6,000円を計上させていただいております。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。

款3、事業費、項1、ごみ処理費の説明欄、1. 施設建設経費として、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会報酬として44万4,000円を、技術支援業務委託料として300万円を計上させていただいております。

その下、款4、予備費は300万円でございます。

14ページ以降は給与費明細書でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第26号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第27号、平成27年度浅川清流環境組合構成団体負担金の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第27号、平成27年度浅川清流環境組合構成団体負担金についての提案理由を申し上げます。

本議案は、組合格約第13条第2項の規定に基づき、平成27年度浅川清流環境組合構成団体の負担金の合計として7億3,670万2,000円を負担していただくものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第27号、平成27年度浅川清流環境組合構成団体負担金について御説明を申し上げます。

負担金の内訳といたしましては、日野市に事務経費負担金として4,556万8,000円、国分寺市と小金井市のおのおのに事務経費負担金として4,556万7,000円ずつ、周辺環境整備負担金として3億円ずつの、合計3億4,556万7,000円ずつを負担していただくものでございます。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第27号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第28号、浅川清流環境組合指定金融機関の指定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第28号、浅川清流環境組合指定金融機関の指定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、株式会社三菱東京UFJ銀行を浅川清流環境組合指定金融機関に指定するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第28号、浅川清流環境組合指定金融機関の指定について御説明を申し上げます。

組合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱う金融機関として、日野市指定金融機関である株式会社三菱東京UFJ銀行を指定するものでございます。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第28号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議員提出議案第3号、管理者の専決事項の指定の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。梅田俊幸議員。

○2番（梅田俊幸君） 議員提出議案第3号、管理者の専決事項の指定についてでございます。

案文はお手元に配付させていただいたとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 質疑、意見を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第29号、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第29号、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、新可燃ごみ処理施設の整備及び運営業務を請け負う事業者を総合評価一般競争入札により公平・公正に選定するために、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会を設けるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第29号、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

第1条は設置目的でございます。新可燃ごみ処理施設の整備及び運営業務を請け負う事業者を総合評価一般競争入札により公平・公正に選定するため設置するものでございます。

第2条は所掌事項でございます。管理者の諮問に基づき、その結果を管理者に答申するものでございます。

第3条、選定委員会の委員は、学識経験者5人以内、浅川清流環境組合、日野市、国分寺市、小金井市の職員がおのおの1人の合計9人以内をもって組織すると定めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第29号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって平成27年第1回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時16分閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第74条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会臨時議長 中 根 三 枝

浅川清流環境組合議会議長 秋 山 薫

署 名 議 員 梅 田 俊 幸

署 名 議 員 西 野 正 人